

元危第 433 号  
令和 2 年（2020 年） 3 月 26 日

市町村  
危機管理・防災担当部（課）長 様

危機管理監兼危機管理部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく  
長野県対策本部の設置について（通知）

このことについて、令和 2 年 3 月 26 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第 15 条の規定により、政府対策本部が設置されました。ついで、特措法第 22 条の規定により、下記のとおり県対策本部を設置しましたので、ご了知願います。

なお、今後、まん延防止のための措置など、特措法に基づいた対応をお願いすることになりますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします

記

- 1 県対策本部の設置日時  
令和 2 年 3 月 26 日（木） 午後 5 時
- 2 県対策本部の名称  
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
- 3 所掌事務  
県内の新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進